

報告事項シ

文書非開示処分取消請求事件の判決に係る対応方針について

文書非開示処分取消請求事件の判決に係る対応方針について、平成21年10月5日に教育長の臨時代理により別紙のとおり決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により報告します。

平成21年10月15日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

文書非開示処分取消請求事件の判決に係る対応方針について

小 中 学 校 課

1 判決の主文

- (1) 鳥取県教育委員会が、原告に対し、平成 2 0 年 9 月 2 日付けでなした文部科学省実施の平成 1 9 年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータを開示しないとの処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 判決の要旨（別紙のとおり）

3 対応方針

控訴しない
市町村別・学校別調査結果を開示する（10人以下の学校を除く）

【理由】

司法の判断であり、重く受けとめなければならない。

県議会が、昨年9月議会で原則開示すべきとの決議を行っている。

対象となる平成19年度調査を受けた児童生徒は既に卒業しており、児童生徒や市町村・学校などに問題が生じる可能性は極めて低い。

非開示処分をした当時（平成20年8～9月）とは状況が大きく変わり、非開示としていた理由は概ねなくなった。

- ・平成21年度実施分から開示できるよう、昨年の11月議会で、成長段階にある子どもたちの心情に配慮し、序列化や過度な競争を防ぐための手だてを講じた条例改正が行われ、本年9月に開示している。
- ・平成21年度調査は、条例改正により開示が前提であったが、県内の全ての市町村が参加している。

県教育委員会としては、情報を共有して、全ての子どもが主体的に学習に取り組む雰囲気づくりを県民全体で進めるという次のステージを目指して取組を推進している。

4 市町村教育委員会・学校への説明について

上記の理由を説明し、今後の全国学力・学習状況調査への参加や調査結果を活用した取組への一層の理解を求める。

判決の要旨

1 実施要領による国の拘束力

- 条例によって定められた公文書開示請求権は、文部科学省事務次官の通達や国会での議論における発言によって、安易に制限されるべきものではない。
- 条例は、全国学力・学習状況調査（以下、学力テスト）の結果についても、条例9条2項7号（児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの）に相当するような事由がある場合を除き、公開すべきことをその趣旨としていると解するのが正当である。
- 実施要領やその背景にある国会等での議論は、条例の解釈について何ら権限を有しない者が、条例の趣旨に反した解釈・運用を期待することを表明したものであると言わざるを得ない。
- 本件公文書を開示することにより、学力テストの実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれが生じるということとはできない。

2 序列化や過度な競争のおそれ

- 県内の市町村教育委員会は、平成21年度の学力テストに参加しているが、そもそも条例は、改正前から、目的に則し適正に使用しなければならない旨を規定しており、改正後の配慮規定の存在により参加することになったとは考えられない。
- これまで県基礎学力調査結果の公開によって、序列化や過度な競争が生じたという指摘や報告は一切なされていない。
- 本件公文書の開示によって、序列化や過度な競争といった弊害が生じる具体的な客観的なおそれは乏しいというべきである。
- 市町村教育委員会等が学力テストに参加協力しなくなると危惧することの前提にあると考えられる序列化や過度な競争が生じるおそれがあるなどの市町村教育委員会の認識は、誤ったものであるか又は合理性のないものであると言わざるを得ない。
- 非開示決定時、本件公文書を開示することによって、県内の市町村教育委員会等が翌年度（平成21年度）以降に実施される学力テストに参加協力しなくなる事態が生じるおそれがあったということとはできない。

3 総括

- 本件公文書の開示によって国が実施する学力テストの適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということとはできないし、学力テストの結果を活用して行う教育施策に支障を及ぼすおそれがあるということもできない。
- 本件公文書は、条例9条2項6号柱書にいう情報を含むものではないから、同条2項に基づき本件公文書全体を開示しないことは許されず、本件非開示決定は条例9条に違反する。